

平成19年第3回  
笠間市議会定例会会議録 第3号

平成19年9月14日 午前10時00分開議

出席議員

議長	28	番	石	崎	勝	三	君	
副議長	13	番	萩	原	瑞	子	君	
	1	番	小	磯	節	子	君	
	2	番	石	田	安	夫	君	
	3	番	蛭	澤	幸	一	君	
	4	番	野	口		圓	君	
	5	番	藤	枝		浩	君	
	6	番	鈴	木	裕	士	君	
	7	番	鈴	木	貞	夫	君	
	8	番	西	山		猛	君	
	9	番	村	上	典	男	君	
	10	番	石	松	俊	雄	君	
	11	番	畑	岡		進	君	
	12	番	海老	澤		勝	君	
	14	番	中	澤		猛	君	
	15	番	上	野		登	君	
	16	番	横	倉	き	ん	君	
	17	番	町	田	征	久	君	
	18	番	大	関	久	義	君	
	19	番	市	村	博	之	君	
	20	番	野	原	博	義	昭	君
	21	番	杉	山	一	秀	君	
	22	番	柴	沼		広	君	
	23	番	小園	江	一	三	君	
	24	番	須	藤	勝	三	雄	君
	25	番	竹	江		浩	君	
	26	番	常	井	好	美	君	
	27	番	海老	澤	勝	男	君	

欠 席 議 員

な し

出 席 説 明 者

市 長	山 口 伸 樹 君
副 市 長	石 川 和 宏 君
教 育 長	飯 島 勇 君
市 長 公 室 長	永 井 久 君
総 務 部 長	塩 田 満 夫 君
市 民 生 活 部 長	野 口 直 人 君
福 祉 部 長	保 坂 悦 男 君
保 健 衛 生 部 長	仲 村 洋 君
産 業 経 済 部 長	青 木 繁 君
都 市 建 設 部 長	小 松 崎 登 君
上 下 水 道 部 長	早 乙 女 正 利 君
教 育 次 長	加 藤 法 男 君
消 防 長	吉 井 勝 蔵 君
会 計 管 理 者	成 田 均 君

出 席 議 会 事 務 局 職 員

事 務 局 長	鈴 木 健 二
事 務 局 次 長	中 田 明
次 長 補 佐	柴 山 昭
係 長	山 田 正 巳
主 事	川 野 輪 良 子

議 事 日 程 第 3 号

平成19年9月14日(金曜日)

午 前 10 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

議長（石崎勝三君） 皆さんおはようございます。

ご報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は27名であります。本日の欠席議員は、4番野口 圓君です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

---

議事日程の報告

議長（石崎勝三君） 日程についてご報告を申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりでございます。

これより議事日程に入ります。

---

会議録署名議員の指名

議長（石崎勝三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、9番村上典男君、12番海老澤 勝君を指名いたします。

---

一般質問

議長（石崎勝三君） 日程第2、一般質問を行います。

念のために申し上げます。

質問に当たっては、質問時間及び質問回数を守っていただき、通告の範囲を超えないようにご留意願います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

最初に、21番杉山一秀君の発言を許可いたします。

21番杉山一秀君。

21番（杉山一秀君） 前に通告しておきましたとおり、一般質問を行います。

まず、最初に、友部駅北口の改良についてお尋ねをいたします。

平成19年3月4日、JR友部駅の増改築が完成し、私たちの期待していたことが実現し

て、盛大にお祝いをしたことは大変喜ばしいことだと思っております。

あれから半年がたち、北口が開設されたことで、さぞ住民の方々が喜んでいただけるものだと思いますが、実際には今もって十分に改良されず、北口の入り口道路さえきちんとしないのでは、住民の方々が喜ぶどころか、最近では、笠間市の行政は何をやっているんだとか、庶民をばかにするところなのかと言う人まで出てくる始末であります。完成祝いを盛大に行い、あれから半年もたったのですから、もっと便利のように改良すべきであると思うわけでございます。

J Rとの兼ね合いや、また土地の買い上げ等もうまくいかない点多々あるかと思いますが、一日も早くきちんとした形を整えていただきたいと思うわけでございます。例えばもっと駐車場を完備するとか、販売店を多く設置するとか、もっとにぎやかなところにしてほしいと願っているのです。

そこで、この改良はいつごろまでに実施していくのか、その計画案について詳しくお答えをいただきたいと思えます。

次に、県道稲田友部線についてお尋ねいたします。

以前にもお話してあると思いますが、県道稲田友部線の中の本戸地区香取神社前の道路については、大変努力していることは非常に喜ばしいことではありますが、一部分にU字溝が敷設されていないので、周辺の住民から、雨水等を流すときに非常に不便を来しているという話であります。この区間はわずか100メートルぐらいのところであり、ほかはほとんどU字溝が敷設してあります。しかし、この場所は人家も密集地帯でありますので、一日も早くU字溝を敷設してほしいと願っているところでもあります。

いろいろと各方面からたくさんの要望もあると思いますが、ぜひともU字溝を敷設していただきたいのであります。また、別の方法をとるために手をつけずに残しておくのか、よくわかりませんので、どのようになっているのか、詳しくお答えをいただきたいと思えます。

次に、県道真端水戸線、大橋池野辺間の整備についてお尋ねをいたします。

この道路につきましては、15年以上何回となく質問をしてきましたが、いまだに改良してもらえず、大変困っております。質問をするたびに、この次は必ず行うと言って今日まで過ごしてきたわけであります。この道路は市道ではなく県道ですから、市の担当者も強く要望するのではないような、そんな気がしてなりません。笠間市内を走る県道ですから、もっと真剣に要望していただきたいと思うのであります。

私たち住民のほとんどは、現在どのようになっているのか、全くわからない状態になっているのです。

この道路は、ご存じのとおり、通学道路である上、非常に狭く曲がっております。なぜ大切な道路なのにいつまでも後送りになってしまうのか、非常に疑います。もう少し待って、もう少し待ってと言っても、もう待てません。本気で、本気でやろうとする気が笠間

市の担当者にあるのかどうか、そこで、その踏ん張りを見せてほしいと思います。現在のそのお考えをお尋ねいたします。

次に、茨城県畜産試験場跡地についてお尋ねをいたします。

友部の平町にあるこの土地は39ヘクタールと聞き及んでおりますが、以前から茨城県庁が誘致されるとか、笠間市庁舎ができるとか、また福祉施設や公民館、または体育館が建つといった言葉が横行しておりました。畜産棟は随分以前に移動したにもかかわらず、いまだに牧草をつくるとか、野球場に使うとか、また穴戸カントリークラブで有名な人がプレーするときに臨時駐車場にするとかで、全く利用価値が違っております。市民の中には、笠間市の中にある土地ですから、市民の意見を聞きながら十分に活用してほしいとの要請があります。しかし、何年たっても何の変化もなく、いまだにそのままの状態になっております。市民の意見を取り入れ、計画を立ててほしいと願うばかりです。

私たちにも、実際のところこの土地がどのようなになっているのかよくわかりませんが、すばらしいところでありますので、ぜひとも協議をしているいろいろの事業に利用してほしいと思いますが、この件について詳しくご説明をお願いいたします。

以上4点について質問をいたしました。詳しいご説明をお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長小松崎 登君。

〔都市建設部長 小松崎 登君登壇〕

都市建設部長（小松崎 登君） それでは、21番杉山議員のご質問にお答えしたいと思います。

友部駅橋上駅舎と南北自由通路につきましては、本年3月に供用を開始いたしましたところでございますが、その供用開始に合わせまして、北口広場の工事も暫定的に進めてまいったところでございます。

この北口広場の整備工程でございますけれども、橋上駅舎の供用開始後に、これまで使われておりました乗りかえの跨線橋の撤去工事を行っております。大型クレーン車等が北口広場より出入りするということから、北口広場の工事が中止をしていたところでございます。

現在、これらの工事も終了いたしましたので、北口広場の整備につきましては、本年の10月中旬の工事着工を目指しまして、現在設計を進めておりまして、本年度中には北口広場の整備を完成させたいと考えているわけでございます。

なお、北口広場から県道杉崎友部線までの区間、いわゆる進入路でございますけれども、これにつきましては、それから県道杉崎友部線から1級1号線、その先の市道に至るところまでにつきましては、都市計画道路友部駅北線ということで延長340メートルの整備を行う予定になっております。それにつきましては本年度160メートル行いまして、残りを20年度に整備し、完成する考えでおるわけでございます。

次に、本戸地内の県道稲田友部線の道路改良についてお答えを申し上げます。

本路線は、笠間市稲田の国道50号線から笠間市平町地内、旧友部町に至るところの国道355号線に至る県が管理する道路でございます。通勤通学など地域住民の生活に欠かせない重要な道路でございます。

ご質問の香取神社のU字溝がなぜ一部のみやらないのかというご質問でございますけれども、U字溝が設置されていない約100メートルの箇所につきましては、道路の縦断勾配として一番高いところになることから、道路の排水量も少なく、L型側溝で十分路面排水の処理ができるということでございまして、道路側溝としての機能は果たしていると考えているわけでございます。

また、現在の稲田友部線につきましては、西側にバイパス計画がされておりました、この事業が完成することによりまして、さらに排水機能も整備されるということになるわけでございます。今後とも、県と一体となりまして、早期完成に向けまして努力してまいりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、県道真端水戸線、大橋池野辺地区の整備についてのご質問でございますけれども、旧笠間市の平成17年の第4回の定例会の中のご質問でもお答えしたようでございますが、県道真端水戸線につきましては県事業でございます。その中で、大橋地区につきましては、全体延長が2,150メートルのうち、未整備区間である吉田神社から西に向かう延長650メートルにつきましては、平成16年度から改良に着手いたしまして、平成18年度には延長310メートルが工事完了をしたわけでございます。残り延長340メートルにつきましては、本年度工事が完了いたす予定でございまして、大橋地区はすべて改良済みとなるわけでございまして、既の実施しているわけでございまして、やっていないということではないような状況でございます。

また、池野辺地区につきましては、富士カントリーゴルフ倶楽部付近から池野辺地区に向かう全体延長1,820メートルのうち、1,620メートルが平成18年度には用地測量を完了いたしているところでございます。

本年度につきましては、事業地内の筆界の未定の地図訂正、さらには地籍更正の手続を完了するよう努力しております、完了次第、一部の用地買収に着手する予定となっているわけでございます。

なお、池野辺地区につきましては、今後とも引き続き笠間市が先頭になって用地買収を県と協力しながら進めてまいりまして、早期工事の完成を図るよう努力してまいりたいと思います。

杉山議員におかれましては、地元の協力を得られますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 市長公室長永井 久君。

〔市長公室長 永井 久君登壇〕

市長公室長（永井 久君） 杉山議員のご質問にお答えをいたします。

畜産試験場跡地につきましては、約36ヘクタールの県有地と約3ヘクタールの国有地、合わせまして39ヘクタールの土地であります。その位置的な面からも、今後の魅力あるまちづくりを進めていく上で重要となる土地であると認識しております。

また、総合計画におきましても、積極的な活用を促進したいということで位置づけをさせていただいているところでございます。

土地の所有者である県においては、売却という方針の中で、平成18年3月に土地利用素案を取りまとめましたが、一方で地元の意見を尊重するという考えに立ち、今後市と十分協議した上で利活用方針を決定していくということでもあります。

市といたしましても、新市発足後、平成18年度に7回、今年度につきましては、これまで8回にわたり県の担当部署と協議調整を行っておりますが、今年度より市内部におきましても検討チームを設置し、利活用策についての協議を行っており、また、現在、策定を進めております都市計画マスタープランのアンケート調査でも、畜産試験場跡地についての自由な意見を求める項目を設けるなど、市独自の検討も進めているところでございます。

跡地の利活用につきましては、雨水排水整備といった多額の費用を要する大きな課題もございます。これらの課題なども踏まえながら、検討となる以上、時間を要する部分がございますが、今後も市にとって効果的な利活用の実現に向けて独自の検討も進めながら、所有者である県と協議を行ってまいりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 21番杉山一秀君。

21番（杉山一秀君） 今、いろいろご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

友部駅の北口につきましては、一生懸命やっているということでございますが、今のところは本当に入り口さえもよくわからないというような声が非常に多いわけでありまして、そして、非常に寂しいというか、にぎやかにならないというようなことも言われておりまして、もっと北口の方が繁栄をするように計画をしていただきたいがというふうに思っております。それには、やっぱり先ほど申し上げましたとおり、いろいろの販売店とか、そういうのを入れながらやっていったらいいのではないかなと思うわけでございます。

いずれにいたしましても、一生懸命に改良しようとしておりますから、何だかんだ言いませんけれども、そういうことも踏まえてやっていただきたいなと思っております。

それから、県道稲田友部線につきましては、何だかあんまり水が出ないみたいな話をしておりますが、実際はたくさん水が出るわけでございまして、人家がたくさんありますから、その人家がいろいろと不便を来すということでございます。ですから、西側の方に道路をつくるというふうな話がございまして、実際にはいつごろからやるのか、その時期などについて、どの辺をどのようにやるのかお聞かせをいただければありがたいと思っ

ております。

それから、3番目の県道真端水戸線につきましては、大分頑張っているなど、1,620メートルも残しただけだと、そんなふうを買収に入ろうとしているということですから、ことしから買収に入るのかどうか、その点ももう一度お聞かせをいただきたいと思っております。

それから、茨城県の畜産試験場の跡地の問題でございますが、話し合いを18年には7回、19年には8回もやっているということで、まだ結論は出ないようでございますが、やはりあそこの土地は我々が見てもすばらしいところだなと思っておりますし、あれだけまとまった土地がそんなにあるわけではございません。ですから、笠間市で何とか話をまとめて、これからはあそこを買い取っていくという線でいってもらいたいなと思っております。

そうでないと、民間に売られてしまうということがあったときには、非常に残念だなと思っているわけでございます。そして、話し合いをしているということですが、いつまでに話し合いをしているのかというようなことについて、お話をいただきたいと思っております。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長小松崎 登君。

都市建設部長（小松崎 登君） それでは、まず友部駅の北口についてのご要望ということでございますけれども、参考までにご説明申し上げたいと思っております。

友部の北口につきましては、現在、先ほど申しましたように、駐車場整備をこれからやるわけでございます。あの駐車場につきましては約5,000平米ぐらいございまして、その中に送迎者用の駐車場が16台ほどできる予定でございます。これも今年度にやる計画でございます。さらには、西側に駐車場ができて、120台ほどの駐車場を整備する予定となっております。それから、さらには先ほど議員おっしゃいました駐輪場につきましても、19年度に完成すべく今努力をさせていただいているところでございます。議員おっしゃるように、今のところちょっと見えない部分ありますけれども、来年3月までにはかなりの進捗がしますので、ご期待願って結構かと考えております。

次に、稲田友部線でございますが、人家からの水がかなり出るというような状況の中で、そのバイパス計画がいつごろ入るのかということでございます。

これにつきましては、平成14年度ころからバイパス計画の用地買収等入っておりまして、現在も工事を一部進めているところでございます。

バイパス計画延長約960メートルほどございますが、このところにつきましては、県単事業ということで、県の単独の道路改良ということでございますので、ご存じのように、県の財政もなかなか厳しい中での進捗でございますので、少し時間はかかるかと思いますが、要は用地を早く確保することが事業の進捗につながるということで考えておりますので、笠間市が先頭に立ちまして用地買収に入りまして、県に強く要望して早期に完成するようにやっているわけでございます。

今年度につきましても、用地買収を含めまして、今、県と協議しながら地元を歩いてい

るような状況でございますので、もうしばらくご辛抱いただきたいと思ひます。

それから、真端水戸線でございますけれども、今年度どのような用地買収に入るのかということでございますが、現在、地図訂正、それから筆界未定、地籍更正をやっているわけでございます。これは富士カントリーの前に広大な土地がございまして、あそこが一番危険というような状況でございますので、まずあそこを先に進めようということで始めているわけでございます。そういった地図訂正、あるいは地籍更正が終われば、本年度に一部用地買収に入って行くということでございますので、杉山議員ご心配のような中でも、それなりの進みが見えてくるというふうに思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 市長公室長永井 久君。

市長公室長（永井 久君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

買い取りをというようなお話がございました。先ほども私どもの方で述べさせていただきましたように、市といたしましては、県とこの部分につきまして、いろいろと利活用が効果的に何かできないものかということの中で、検討協議をさせていただいておるわけでございます。そういう中でございますので、今、買い取り、買い取りでないというような方針自体、私どもの方でこれからのことということで考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思ひます。

それから、いつまでかというお話がございました。この点につきまして、私どもの方、いろいろ先ほどお話をいただきましたように、あそこの部分についてはゴルフ場関係の大会があるとき、それから学校関係、牧草地はどうするんだというお話もございましたけれども、先ほど都市計画マスタープランの中でも、一般的な、どのような意見でもよろしいですから一つ挙げていただければという部分を、これらも参考にしながら、いろいろ市民懇談会、そういう部分でもご意見をいただけると思ひます。参考にしながら、この時期的なもの、私どもの方、今の時点ではいつまでということは言えませんが、できるだけ私どもの方も県と協議を早目に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

以上です。

議長（石崎勝三君） 4番野口 圃君が着席しました。

21番杉山一秀君。

21番（杉山一秀君） いろいろとお答えをいただきましてありがとうございました。

やはり私たちも笠間市民でございますから、便利な方がいいなということは同じでございますが、やはり北口が寂しいなというような声を聞くと、なるほどそうだとも思ひ、私も実際行ってみると、一緒にできるのかなと思ひたんですけれども、ことしまで待ってみてくださいと、来年の3月までだということで、大変立派な北口ができるのかなという

ことで期待をしておりますので、ぜひともやっていただきたいと思います。

それから、県道稲田友部線につきましても、県の方でやってくれるということになりまして、笠間で先頭に立ちますよということでございますから、今度こそ本気になってやっていただきたいなと思います。

それから、大橋池野辺間の、これも県道でございますが、ことしから買収に入るかもしれない、入るということでございますから、これも期待をしていきたいなと思っております。

それから、県の畜産試験場の跡地の問題でございますが、いろいろ聞いてみると、何だかよくわかったようなわからないような話なんですけれども、買うとか買わないとかということは後にして、どんなふうを活用するかという話をしても、土地がなくなってしまうと、その活用の問題は全然むだになってしまうのではないかと思うわけでございます。そういうことからして、やはり時期的な問題よりも、それまで話し合いをして、みんなの意見を聞いているうちに、よそに行ってしまうというようなことがあったのでは困りますので、そういう事柄についてどのように考えているのか、ご意見をお伺いいたします。

議長（石崎勝三君） 市長公室長永井 久君。

市長公室長（永井 久君） お答えをさせていただきます。

土地が時間をかけているうちに売却等に、民間にというお話かと思っておりますけれども、先ほどもお話をさせていただきましたように、県につきましては、市の意見も十分尊重した中で、協議をし、この部分については進めていくというこの前の知事の答弁もございました。その中で、私どもの方もいろいろ課題等が大変ございますので、それらをやはり内部でも調整し、県とも協議しながら、よりよい利活用ができればということで、今、できるだけ早く進めたいとは思っておりますが、いろいろな課題がございますので、この部分については十分検討しながら県とは調整してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

〔「終わります。ありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 21番杉山一秀君の一般質問を終わります。

次に、17番町田征久君の発言を許可いたします。

17番町田征久君。

17番（町田征久君） 17番議員町田です。

さきに通告しました税の収納率対策について一般質問いたします。

平成18年度の決算書によると、市民税、固定資産税、国民健康保険税など、滞納額は20億5,213万7,970円となると、これに水道料金、下水道事業負担金、保育料等を合わせると、もっと滞納額はふえると思われれます。

徴収率も低迷しており、背景には、徴税職員の不足、滞納処分が不十分と思われる。収納率を高めるため、どのような対策を立てているのか、お伺いします。

また、専門職員の配置、担当課の設置、差し押さえや競売のような滞納処分など、具体的対応策をとる考えがあるのか、見解を伺いたい。

また、不納欠損処分した額と処分した理由についてお伺いいたします。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

〔総務部長 塩田満夫君登壇〕

総務部長（塩田満夫君） 17番町田征久議員のご質問にお答え申し上げます。

平成18年度の決算におけます市税を初め、使用料、負担金、分担金等を含めました未収金の額は24億1,057万6,000円となっているところでございます。

また、滞納整理でございますけれども、特別滞納整理、それから水戸県税事務所との共同滞納整理を行いまして、特に高額滞納者や悪質な滞納者につきましては、茨城租税債権管理機構への事案移管を行いまして、滞納処分を行っているところでございます。

本年7月に市税等収納特別対策本部を設置いたしまして、全庁的に連携を図りながら効率的な収納対策を実施しているところでございます。具体的に申し上げますと、忘れ未納者に対する文書、電話による催告を行いまして、応じない者については、法の定めに基づきまして差し押さえ等の処分を行っているところでございます。また、関係課との連携を密にいたしまして、共同で実施可能なものは共同で行っているところでございます。さらに、滞納者に対する行政サービスの制限と滞納者との取引停止処分の実施に向けまして、条例の整備を行い、実施に向けてまいりたいと考えております。

また、本年度タイヤロックを購入してございますので、納付催告に応じない者や確約不履行の方につきましては、自動車のタイヤロックを実施してまいります。

それから、今議会で提案させていただきましたコンビニ収納を来年4月から実施することによりまして、納付機会を拡大し、納税者の利便性を高める、あわせて収納率の向上に努めてまいりたいと思います。また、今年度より市税等徴収嘱託員9名から1名増員いたしまして、10名としたところでございます。それから、上下下水道徴収嘱託員も3名を新設配置いたしまして、収納体制を強化しているところでございます。

また、専門職員の配置でございますが、合併時から滞納処分についての指導助言をしていただく徴収指導員を1名お願いしております。また、本年度から茨城県との人事交流におきまして県税税務職員1名を迎えております。さらに、担当課の設置でございますけれども、合併時に滞納処分を専門とした納税課を新設しておりまして、さらに本年度より3名の職員を増員し、組織の強化を図っているところでございます。

今後、さらに滞納処分等を強化し、推進をしてまいりたいと思っております。

それから、平成18年度の差し押さえ件数でございますけれども、33件行ってございます。このうち、差し押さえ後6件が完納となり、差し押さえを解除したところでございます。

公売につきましては、茨城租税債権管理機構へ26件の事案を移管いたしまして、機構で処分をしているところでございます。また、今後は、民間のインターネットオークション等を活用した公売を検討していきたいと考えてございます。

次に、平成18年度の不納欠損処分した額と処分した理由等についてでございますけれども、まず、差し押さえ財産に市税等に優先する金融債権、抵当権等がございまして徴収することができないという場合、この場合には即時欠損を行うことができるということにされております。その件数を申し上げますと、市税で90件、1億2,690万3,596円でございます。次に、国保でございますけれども、国保は48人ということになってございます。299万7,200円でございます。それから、2点目でございますけれども、滞納処分ができる財産がないと、これについても不納欠損するということになってございますので、市税516件、9,034万6,331円でございます。国保につきましては、194人の3,417万5,555円でございます。

次に、滞納者の生活の困窮、いわゆる生活困窮者がございます。市税で378件、2,424万8,390円でございます。国保につきましては141人、2,184万3,559円。次に、滞納者の所在、財産ともに不明である場合の不納欠損でございますが、市税で704件、4,319万3,789円、国保で251人、2,441万4,200円となってございまして、市税で合計1,688件、2億8,469万2,108円、国保で634人、8,343万514円でございます。合わせまして2,322件、3億6,812万2,622円を不納欠損しているところでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 17番町田征久君。

17番（町田征久君） 大変お答えをしていただきましたが、何か中身を見ると、他の市町村から比べると、私が言うんですから、皆さんが言うんじゃないですから、滞納整理が甘いんじゃないかと。例えば財産の差し押さえをしたというお話が、旧笠間市、友部、岩間、ありましたよというお話は、私の耳には入ってこないんですね。ということは、それだけ数が少ないということですね。

それから、ここに、先日テレビで放映されましたが、固定資産税300万円滞納者に対し、市の職員が財産差し押さえの様子が映し出されました。また、ある市では、滞納者二人が、所有する乗用車1台、軽自動車1台、先ほど申し上げたとおり、今後はタイヤロックによる滞納の整理をすると申し上げましたが、車の移動を不能にするタイヤロックを装着し、差し押さえをしたと発表されました。タイヤロック導入は、県内の自治体では進んでいるが、市町村では初めだそうでございます。この市では、納税に応じない滞納者43人に対して、差し押さえやタイヤロック装着を予告する通知文書を送付し、16人が滞納の納税を誓約したそうでございます。

市は、今後、いろいろの施策がございまして、対策をお伺いいたします。

また、先日の茨城新聞に、保育料の滞納の件ですが、全国の認可保育園で2006年度の保

育料の滞納が牛久市はゼロ、最も多い笠間市内でワースト2位、滞納ゼロの牛久市児童福祉課は、徴収方法について、徴収時も保護者と毎日顔を合わせる保育所の職員にお願いし、未納通知書を渡しているそうです。いろいろの方策がございますが、笠間市でも方法を導入してはどうか、お尋ねいたします。

また、笠間市では市営の保育園は何園あるのか、それもあわせてお答えしていただきたいと思います。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

総務部長（塩田満夫君） 滞納整理について、甘いのではないかとのご指摘でございますけれども、私どもは、先ほど申し上げましたように、合併と同時にこの滞納が大きな課題ということで認識をしております、納税課を新設し、さらに今年度についても体制の強化を図り、現在進めているところでございます。

昨年度といたしますか、17年度、おおむね旧市町村での、合わせました徴収状況について申し上げたいと思いますけれども、昨年度、市税で申し上げますと10億8,519万455円ということで、これに対しまして約12億9,000万円、昨年度17年度の旧市町村合計でございました。それが、今年度18年度で10億8,500万円ほどに減少をさせているところでございます。約2億900万円になります。率にいたしまして0.6%の収納率の増加を見ているところでございます。私どもも、そういったことで努力をして、現在この収納対策について強化をし、進めているところでございます。

議長（石崎勝三君） 福祉部長保坂悦男君。

福祉部長（保坂悦男君） 17番町田議員の方から、福祉事務所の保育所の関係がございましたので、ご答弁を申し上げたいと思います。

新聞に発表されまして、県内一だということでもございました。これにつきましては、滞納額でございませんで、保護者の数が多いということでの報道でございましたので、改めてご説明申し上げたいと思います。

あと議員おっしゃるように、特に保育所に来られる保護者の方に呼びかけてはという話がございます、大変これにつきましても効果がございますので、早速取り入れまして、5月から、子供が通っている保育所から呼びかけを、保護者の方が送迎時に保育所長の方から、園長の方から保護者の方にお願いをいたしまして、連携をとって実施しているところでございます。

それと、3番目の公立の保育所の数なんですが、現在4カ所ございまして、旧笠間に3カ所、旧友部町に1カ所でございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 17番町田征久君。

17番（町田征久君） この滞納と不納欠損については、質問する方も非常にやりにくいことではございます。答える方も大変、また滞納整理する職員も大変、だが、なぜこれほ

どやらかちやならないということは、税収がない、財源がないから、ありとあらゆる補助金をカットしますと。カットするより、税収を高めて豊かにしようという本心がないんじゃないかと思うんです。私も、滞納整理の経験がございます。まず大変であることはわかります。まず、滞納整理の基本は、5年前の古いものから集金をする、お客さんは先から払うと、今年度から払いますと。もらいたい一心で本年度分でもいいですよという徴収方法をとると、また先に上がりまして不納欠損金という原因ができ上がります。

まず、税の平等といって、税金をまともに払っている人より、払っていない人の方がどう見ても裕福な生活をしていると映るんですね。みんなで払わなければ怖くないとか。この中でも、なぜおれにばかり督促に来てと。督促しやすい家と督促しにくい家があるわけですよ。とにかく取りたいところから、取れるところから取りましょうというのが徴収方法でしょうが、とにかく税収がなければ、会社の利益がないと同じですから、利益を上げるということは職員全員の働きでございます。

それから、市に対し、行政のサービスが悪いからおれは払わないんだよ、そういう家もでございます。これは全戸の市民にすべてサービスをするということは大変でございます。ひとつ今後、この税収に対して徴収対策について、真剣に山口市長以下、ここにいる部長、執行部、職員にお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 町田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、税の徴収に関しましては、町田議員がおっしゃるとおりだと私も思っております。

納税をいただいた市民の方々が、不公平感を持たないような、持たれないような、そういうしっかりとした公正な徴収をしていきたいと思っております。

そのために、全庁的に対策本部をつくりまして、連携をとりながら、今、徴収を進めているところでございますので、しっかりとした結果を出していきたいと思っておりますし、また、特に悪質なものについては、徴収を強化していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（石崎勝三君） 17番町田征久君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開は11時5分といたします。

午前10時52分休憩

---

午前11時05分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番鈴木貞夫君の発言を許可いたします。

7番鈴木貞夫君。

7番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。

通告に従い一般質問を行います。

12日、驚くようなことが起きました。安倍首相の突然の辞任であります。政治は一寸先がやみとよく言われます。しかし、今回の安倍首相の辞任は、起きるべくして起きたのではないのでしょうか。ここ二、三年の庶民への増税、社会的格差の拡大、そのことが参議院選の結果となり、自公与党の敗北となり、その結果が今回の政権のほうり出しということになったのではないのでしょうか。

今、笠間市は、稲の刈り取りの季節となりました。過日の台風9号の被害はどうだったのでしょうか。クリの木が倒れ、枝が折れ、青い実が落ちていました。果樹の被害が心配です。台風が続く秋雨、稲の刈り取りは順調にいくのか心配です。笠間は、豊かな田園に囲まれております。また、観光は重大な資源でもあります。私たちは、このような田園を守り、発展させることが必要であると私は考えます。

予算編成のときとなりました。以下質問を行い、市長及び担当部長の回答を求めます。

まず、第1番に、高齢者後期医療制度について伺います。

広報かさまは、7月に制度のお知らせがありました。しかし、制度ができたということのみで、内容がわかりません。私は、8月27日茨城県広域連合の第1回議会が開かれ、傍聴いたしました。保険料やその減免制度の問題、また事務処理等、またその費用等が討議されておりました。私は討論を聞いていて、まだ事務当局にもこの制度そのものについての認識が十分でなく、どのような制度になっていくのだろうかというような不安を覚えました。4月発足が余りにも拙速です。以下、何点かについてお伺いいたします。

まず、この制度の対象者、75歳以上の高齢者と65歳から74歳までの寝たきりと言われる人たちは、笠間市において何人なのか。年金が月1万5,000円以下で天引きされない人、また無年金者は何人なのか。その人たちの各保険料というのは幾らぐらいになるのか予想されているのか。

2番目に、現在、国保では70歳以上の資格証明書は発行されないことになっています。しかし、後期高齢者医療制度では、75歳以上の人に対しても資格証明書が発行されることになっております。過酷であり、実行すべきではないと思いますが、どう考えているのか。

3番目に、保険料について、6月議会で月6,200円という試算が示されておりますが、具体的にどうなっているのか。法定軽減措置はあるが、所得の低い人への独自の軽減措置が必要と思われるが、その点をどう考えているのか。

4番目に、具体的な事務は市町村の職員が行います。事務を取り扱うのはどの部署なのか。また新たに部署を設置するというふうになった場合、その費用はどうなっているのか、以上であります。

2番目に、補助金交付団体の実態についてお伺いいたします。

19年度は162団体、8億円を超える支出であります。補助金の交付基準については、審議会から3月に中間答申が出され、パブリックコメントにかけられました。現在の実態も含めて、以下質問いたします。

まず、一つは、18年度補助金交付金実績報告書がありますけれども、補助金団体の実態が明らかではありません。団体名のほかに代表者、構成員、設立目的等を記載すべきではないでしょうか。

2番目に、補助金等交付基準の中間答申が3月に出されております。19年度また20年以降の補助金交付基準はどのように決まっているのか、お伺いいたします。

三つ目に、新交通システムについて伺います。

笠間地区では、福祉バスが運行されております。合併して全市での交通手段の確保が課題となり、今回、新交通システムが提案されています。新交通システムが多くの人に利用されるためにも、その利便性について伺いたいと思います。

今回提案されている新交通システムは、全市を七つのエリアに分割しております。原則的に、そのエリア内の移動を中心とすると、他のエリアの市外に行くにはどうなるのか。エリアの市街地外に行く場合はどうなるのか。

2番目に、他地域の市街地へ行く場合、乗り継ぎとなっておりますが、その配車というのはどういう車を使うのか。なぜなら今まで報告されている中には、七つのエリアにそれぞれ所属する車が配置されるというふうになっております。

三つ目に、高齢者や障害者の場合、乗り継ぎや待ち時間は負担が大きく、直通で利用できるようなシステムにならないか。例えば友部の中央病院、私のところは福原でありますけれども、あそこは受け付ける時間が11時までです。乗り継ぎ等を勧案すると、受け付けに間に合いません。利用できないようになるのではないのでしょうか。そのようなことをどう考えているのか。

現在、運行している福祉バスとの関連をどのように考えているのか、以上4点を伺います。

四つ目に、農山間地の活性化とイノシシ、ハクビシン対策について伺います。

この問題、私は何回も取り上げてきました。しかし、さらにイノシシやハクビシンの被害はますます広がり、私の知らなかったような家畜用のデントコーンの畑まで荒らされている。収穫がほとんどなくなる。今、飼料の値上がりが激しく、さらに飼料を買わなければならない、負担増になるということを畜産農家が言っておりました。イノシシ等の被害は、ただ、農家やその地域の問題でなく、観光を重要産業とする市としても大きな課題ではないでしょうか。

まず、第1番に、以前から被害の状況を調査した上で具体的な対策をとるよう指摘してきましたが、どうなっているのでしょうか。

2番目に、栃木県との広域連合事業と連携した具体的な取り組みは今どうなっているの

でしょうか。被害を増加させる原因となっている放棄した田畑の草刈り、さらには電気さくや、わな、狩猟免許取得者等への補助はどう考えているのか。

三つ目に、農林水産省が19年度から開始するとしております「環境にやさしい農業を地域で進めるよう～農地・水・環境保全向上対策の紹介～」というパンフレットがあります。このほかにさまざまな地域農業についての支援事業というのがあると思われます。これらの計画を地域の人たちに紹介して、地域の活性化のために活用すべきではないでしょうか。

4番目に、ことしの茨城県の狩猟免許で、笠間地区からは10何人かの方が免許を取られたと聞いております。私の近隣でも数名の方が取りました。一つ話題になっているのは、イノシシを捕獲したときにその処理がどうしたらいいんだと。近隣の市町村でその処理の最中に入院するという事故が起きていると聞いております。市としてそのような事故対策を考えてるのか、お聞きしておきます。

次に、エコフロンティアかさまの問題についてお聞きしたいと思います。

エコフロンティアは、開業し2年がたちました。この間、さまざまの問題がありましたけれども、以下の点につき、市の見解等を改めてお聞きしたいと思います。

まず、第1番に、中越沖地震が、絶対に安全と言われてきた原子力発電所、その被害が想定外であったというふうにされております。では、エコフロンティアかさまの地震対策についてはどうなっているのでしょうか。

また、6月6日付の事業団の文書があります。稼働後の溶融処理施設の事故、修理等9件の対応状況が出されております。市は承知しているのでしょうか。

3番目に、この報告書の中には、1年もたたずして炉の周辺機器の事故、修理、ベアリングやチェーン、コンベア等の磨耗による破損事故があります。さらに重要なことは、溶融炉本体の外壁の鉄板が赤熱して膨れ上がるというような事故さえ起き、その損傷の発見がおくれるならば、炉の爆発さえ起こしかねない、そのような重大な事故もあります。

市の見解、または事業団からどのようなことを聞いているか、お聞きしておきます。

4番目に、安全対策として、福田地区には、いわゆる連絡体制というか、連絡表があります。しかし、個々の具体的な事故に対して、どのような措置があるのかというふうなことは何も示されておられません。個々の具体的な事故に対する対策が必要ではないでしょうか。

六つ目に、コンビニ収納について伺います。

今も町田議員から税収の問題で質問がありました。この間の全員協議会において、コンビニ収納についての報告がなされ、来年4月からの稼働だと聞いております。

まず、第1番に、システム導入に600万円、コンビニの取り扱いや手数料等で550万円、さらに経年経費等がかかって、概算の経費が450万円、そのような経費をかけてまで収納率が上がるのか疑問に思います。見解を伺います。

2番目に、現在の滞納状況はどうなっているのか、先ほども話がありました。滞納者に

対して納付できるきめ細かな対応こそが必要であって、そのことが収納率を上げることになるのではないのでしょうか。今までの他市の例等を含め、慎重に検討し、来年4月からの実施は見合わせる必要があるのではないかと。

以上、質問といたします。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） まず、初めのご質問でございますが、後期高齢者医療制度の対象者は、平成20年4月1日以降75歳以上の方及び現在の老人保健で65歳以上の障害の方で認定を受けている方が、引き続き対象となるわけでございます。

75歳以上の方は8月末現在で8,710人となり、笠間市の人口の約10.7%となります。また65歳以上の障害の方で認定を受けている方は367名で、合計で9,077名がおります。

次に、国の試算では約20%の方が年金から差し引きできないと予想されるため、笠間市では1,800人程度が普通徴収になるものではないかと考えられます。

また、無年金者については、把握が困難でございます。

さらに、保険料については、例えば夫婦それぞれ基礎年金額が79万円とした場合の受給者の場合、国の試算においてはそれぞれ月額900円と試算をされております。

2番目の質問でございますが、現在、国保の70歳から75歳未満の該当者には、資格証明を交付しております。現行の老人保健制度において、いわゆる75歳以上の方の資格証明の交付は行っておりません。

後期高齢者医療制度においては、すべての75歳以上の方を被保険者として、公費や現役世代からの支援をいただきながら、みずから制度の担い手として後期高齢者一人一人に保険料を負担していただくことになっております。資格証明制度は、保険料を納めていない方の未納分が他の被保険者の負担となり、被保険者間の公平が損なわれることから設けるものであり、適正な保険運営に必要な制度ではないかと考えております。

3番目の質問でございますが、6月の議会で申し上げましたとおり国の試算月額6,200円と示されたとおり現状は変わっておりません。今後、11月の茨城県後期高齢者医療広域連合における、議会の議決を経て決定となるというふうな予定となっております。

それから、法定軽減措置案については、所得により均等割分については7割、5割、2割の軽減を設けるというふうな案になっております。さらに、独自の軽減措置については考えておりません。

4番目の質問については、茨城県後期高齢者医療広域連合での主な業務は、被保険者の認定、資格管理、保険証、資格証明書の発行や保険料率の決定、賦課減免等の決定、医療費給付の不支給の決定など、制度の運営全般を行うわけでございます。

市が行う主な事務は、被保険者の加入、脱退、届け出の受理、保険証、資格証明書の引き渡し、保険料の年金からの特別徴収、普通徴収の事務、保険料の減免申請の受け付け、

督促状の発行、滞納処分、高額療養費等の給付に係る申請受け付け、葬祭費の申請を行うなどです。

現在、老人保健につきましては、保険年金課が担当しておりますので、国民健康保険とのかかわりも生じますので、国民健康保険と連動した方がよいと考えております。

また、新たな費用につきましては、後期高齢者医療広域連合との情報通信に必要な電算機器の整備や後期高齢者医療保険証、保険料納付書の郵送や徴収事務の経費が新たに発生するというふうに考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

〔総務部長 塩田満夫君登壇〕

総務部長（塩田満夫君） 7番鈴木議員のご質問にお答え申し上げます。

平成18年度の補助金交付金実績報告書につきましては、団体に対する補助金以外に利子補給補助金や自家ごみ処理補助金など、個人に対する補助金も多数ございます。個人情報が含まれているため、その情報保護の観点から、氏名等の掲載につきましては記載しないということで様式を統一したところでございます。

また、設立目的、事業概要等、重複する部分が多く記載する必要はないと考えてございます。

また、補助金交付基準につきましては、議員もご承知のとおり、本年3月に補助金検討委員会から中間答申がなされました。内容につきましては、現在の問題点や審査基準、見直し基準等でございます。

平成20年度予算編成については、10月末に予定がされているところでございます。補助金検討委員会からの最終答申を待って検討してまいりたいと考えてございます。

次に、コンビニ収納についてでございますが、連携する全国のコンビニで休日、夜間、それから24時間365日納付が可能となるものでございます。新しく納付機会を広げることによりまして、納税者の利便性を高めることができ、あわせて収納率の向上を期待することができると考えてございます。

本年度から県税事務所の自動車税がコンビニで納付が開始されたところでございます。納期内納付率が約4%増加したということで聞いてございます。また、昨年10月から実施してございます笠間市の水道料金についても、徴収率が約2%程度増加となっているところでございます。

茨城県内のコンビニ収納状況については、本年度から神栖市、取手市、結城市の3市が実施をスタートさせてございます。コンビニ利用者がふえている状況にございます。これらの状況を踏まえまして、笠間市の場合、コンビニ収納により、推計ではございますが、1%程度の収納率の増加を期待しているところでございます。

平成20年度につきましては、笠間市を含めまして9市が導入予定となっております。導

入検討中の市町村につきましては、22市町村に上っております。市民からも県税の自動車税がコンビニ収納を実施したことから、市税は納められないかというような問い合わせも多数ございました。このようなことから、市としても納税者の利便性を高めるため、コンビニ収納は必要と考えてございます。

2点目についてのご質問でございますけれども、9月6日現在の滞納状況についてご説明いたします。

市税、国民健康保険税、合わせまして1万2,660件、滞納金額が23億4,003万8,377円となっております。内訳につきましては、市税で12億8,160万9,640円、国民健康保険税につきましては10億5,842万8,737円の滞納額となっているところでございます。

滞納者に対し、納税できるきめ細かな対応が収納率を上げるのではとのご質問でございますけれども、市では納期限後、督促状を発送し、また文書催告を行い、その中で納税者に納税を促し、納税相談についても随時受け付けをしております。市役所に来られない方については、職員または徴収嘱託員が自宅に訪問をしているところでございます。

また、納税につきましては、自主納税が基本でございます。仕事の関係で平日来庁できない滞納者のために、毎週水曜日に午後7時30分まで窓口の時間延長をしているところでございます。

今後、コンビニ収納を実施することによりまして、休日や夜間の納付機会がふえ、よりきめの細かい対応となるものでございます。

以上です。

議長（石崎勝三君） 市長公室長永井 久君。

〔市長公室長 永井 久君登壇〕

市長公室長（永井 久君） ご質問にお答えをいたします。

1点目の、他のエリアへの市街地へ行く場合にはどうなるのかということと、2点目の他地域の市街地へ行く場合の配車はどうなるのかというご質問でございますが、平成18年8月に実施しましたアンケートの調査の結果でございますけれども、移動の範囲としては、やはりお住まいの各市街地までの傾向が非常に高いことから、今回のエリアの案に至ったところでございます。

具体的には、各エリアに配置する1台から2台の車両に相互に、乗り入れを行うエリアとなる各地区の市街地などで乗り継ぎをいただき、移動していただくことを想定しているわけでございます。

3点目の、乗り継ぎや待ち時間により利用者の負担が大きくなり、また時間に間に合わないこともあるのではないかとご質問でございますが、ご質問のとおり、市内のどこにでも1回の乗車で移動できるのが大変理想ではございます。しかし、地域交通会議でも議論がなされました。市の市域、それから移動に要する時間、鉄道等の利用などの観点から七つのエリアに符合したものであります。また、時間につきましては、少ない負担での

移動を可能とするために、予約乗り合いによる運行を行うシステムである以上は、確実な到着時刻を約束することは大変難しい部分がありますが、乗り継ぎを行う場合においても、私どもでは2時間以内での移動を想定しており、ご質問にある病院の受け付け等にも間に合うものと私どもでは考えております。

これらにつきましては、利用者のこれからご理解とご協力を求めていくものでございます。

4点目の福祉バスとの関連でございますが、現在、笠間地区を運行している福祉バスにつきましては、利用者の方々の動向などを見ながら、併用期間を置いた上で、この新交通システムへの切りかえを行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

〔産業経済部長 青木 繁君登壇〕

産業経済部長（青木 繁君） 7番鈴木議員から、農山間地の活性化とイノシシ、ハクビシン対策についてということで4点ほどご質問をいただきました。

まず、1点目の被害状況と具体的な対策でございます。

被害作物は、季節によって異なりますが、現時点では主に水稻で、被害地区は大橋、池野辺、飯田、石寺、箱田、片庭、福原全域、本戸、上加賀田、友部地区では下加賀田、滝川、岩間地区では愛宕山周辺と平地を除く市内一円と、非常に広範囲に被害を受けておまして、市や農業共済組合にも連絡があり、被害箇所につきましては、ほぼ正確に把握しております。

既に設置されております広域対策協議会においても、専門家である中央農業総合研究センターの指導をいただき、農作物の被害状況や捕獲情報、耕作放棄地等の土地利用状況を組み合わせました地域参加型鳥獣害情報マップを現在作成中でございます。

広域対策協議会と連携した事業といたしましては、対策の基本である駆除対策に重点を置き、駆除期間の統一による一斉駆除、捕獲器材の整備を柱にして、そのほか電気さくの試験的設置を3カ所設置いたします。捕獲器材の整備につきましては、箱わなや、くくりわなの対応を考えております。

今後、これらの事業効果を検証しながら、被害防止対策の精度を高めてまいりたいと考えております。

現在までの対策につきましては、猟友会に協力をいただき、有害鳥獣駆除を進めてまいりましたが、市といたしましては、農業者の自己防衛策への支援としまして、わな猟免許取得の経費の助成を今回の補正予算に提出しております。あくまで自分の農作物は自分で守るのが基本でございますので、被害防除は、農家を中心とした集落の住民が一体となって主体的に取り組んでいただくのが望ましいと考えているところでございます。

次に、今年度スタートしました農地、水、環境保全向上対策事業は、農地や農道、水路等の農村環境の保全対策で、担い手の減少や農村の高齢化に対処するため、農業者だけでなく、地域住民を巻き込んだ農業施設維持活動や環境保全活動に対して、農振農用地を対象に支援を行うというものであります。

笠間市においては、平成19年度から友部、岩間地区の6地区、250ヘクタールが取り組んでおります。この事業の目的は、優良農地の保全が主であり、事業対象地域が農振農用地であることから、実際のところ必ずしもイノシシの被害地域と一致しておりません。このため、農地、水、環境保全向上対策との整合は難しいと考えております。

次に、捕獲されたイノシシ等の処理についてでございます。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第18条の規定により、鳥獣または鳥類の卵の捕獲等または採取等をした者は適切な処理が困難な場合、または生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として、環境省令で定める場合を除き、当該捕獲等または採取等をした場所に、当該鳥獣または鳥類の卵を放置してはならないとしております。当市の有害鳥獣捕獲においては、この法令に基づき、猟友会に適正に処理していただくようお願いをいたすところでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 市民生活部長野口直人君。

〔市民生活部長 野口直人君登壇〕

市民生活部長（野口直人君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

エコフロンティアかさまの安全性についてですけれども、エコフロンティアかさまも、開業から2カ年が経過いたしました。その間、安全性を重視した対策をとりながら、順調に操業しております。

地震対策はどのようになっているかのご質問ですが、事業団より埋め立て地の堰堤については、地震動を見込んで構造設計をしており、また建物については阪神・淡路の震災した後の建築基準法が適用され、震度7に対応する施設ということで設計を行っております。十分に安全であり、さらなる地震対策は考えていないとの報告を受けております。

次に、溶融処理施設における炉の停止及び対応状況でございますが、平成17年12月20日から平成19年3月23日までの13カ月間、間に断熱キャストブルの損傷による炉の停止が1回、また落雷による停止をはじめ、飛灰集合コンベアチェーンの破損など、周辺機器の補修を8回行っております。炉の停止を伴う修理を行う場合は、事業団より事前に報告を受けております。また、今回の9件につきましては補修であり、事故とは考えておりません。また、ご質問の炉の周辺機器の修理の件につきましては、早期に修理箇所を発見し、速やかに補修を行っております。

これからも、事業団と連絡を密にし、事前に炉の停止など、対応の状況を確認し、安全確保に努めてまいります。

最後に、エコフロンティアがさまの具体的な防災対策は、笠間市災害体制マニュアルに準じまして、消防署等と連携をし、市民の安全確保を図ってまいります。

以上です。

議長（石崎勝三君） 7番鈴木貞夫君。

7番（鈴木貞夫君） 今、答弁いただきましたが、納得でき得ないところがありますので、再度質問したいと思います。また、幾つかの点については、担当部長等とこれからいろいろ点については、話し合うなり要望するなりということもあると思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、この後期高齢者医療の問題ですね、私は、1カ月近く、1カ月もたたないか、まちのお医者さんなんかと話す機会がありまして、個々ではありますけれども、何人かとお話しました。県から一応この後期高齢者医療制度について、医療機関とお医者さんに説明があったそうです。しかし、そのお医者さんの感想というのは、この制度というのはどうなるのか、何を医者はするのか、どういうふうな医療費というのが請求できるのかわからないところばかりで、質問してもちゃんとした回答がないし、どうなっているんだということですね。これからそういうふうな説明というか、いろいろなことについては細かい点が出てくるとは思いますけれども、来年4月に発足すると、もう半年ぐらいですね。その時点でまだ直接診療に当たるお医者さんの中にも戸惑いがあると、これは大きな一つの問題だと思うわけです。

12日の新聞赤旗の記事でありますけれども、東京、神奈川、埼玉、千葉の四つの広域連合長が、国に申し入れをしているんですね。要望書を出したというのが、13日の記事にありました。その中で、この制度について、システム構築が市町村の財政負担になると、制度の周知に国が余り対応していないと、必要があるのではないかという点です。制度や保険料の問題も含めて、市町村が大きな不安を抱えていると指摘しているんですね。その上で、この四つの広域連合長ですけれども、安定的な財政運営確保のためには、国の財政支援を行うことが必要ではないかというふうな要望書を出しております。

また、その一つのところでは、広域連合の保険料の平均が、この間の私の一般質問の中でも部長の方から年額7万幾らというふうな回答がありましたが、15万円を平均で超すというふうな試算さえ出ていると。これは国の予想の倍以上ということで、茨城県の広域連合は11月の議会で決めるというふうになっていきますけれども、今の予想を大幅に上回るような保険料というのが設定されてくるのではないかと危惧するわけです。

私の質問に、9,000人からの方がこの保険制度に国保その他から移動するということになっておりますけれども、75歳と65歳以上のほぼ寝たきりの人たちという、ともすると病気がかかりがちな人たちが集まったこの制度というのが、実に運営上も不安定ではないかと指摘せざるを得ません。この広域連合の指摘も要望も、私が今まで懸念していたこととほぼ一致しているのではないかと思います。

私は、市長に1点だけお尋ねしたいと思います。

先ほども申しました。部長からも簡単な説明がありましたけれども、やはりこの制度の中の問題点というのは、年金の1万5,000円以下であったり、年金のない人たち、私はそういう人たちの中には滞納が多数発生するのではないかと心配しているんです。年金のない、いわゆる普通徴収の人については、家庭が家族が連帯責任と法律ではされております。そして、滞納すれば保険証を取り上げると。これは人の生命にかかわる問題であって、滞納せざるを得ないような人たちが起こり得るといようなことが考えられるならば、やはり特別の救済制度というのをつくるなり、また広域連合に要望するなりということが必要ではないでしょうか。これはただ単に部長からの説明の制度的な問題でなくて、市長が施策としてこの点をどう考えるのか、もう1点、その点について市長の見解を伺いたいと思います。

市の窓口の問題についても回答がありましたけれども、その費用は、これはばかにならないと思うんですね。今まで国保やほかの保険制度ですべて終わっていたことが、新しい制度としてつくられて、窓口の負担になってくる。また費用もかかる。これについてはどのくらいかかると予想しているのか、試算があれば教えていただきたい。

私が、広域連合の議会を傍聴したときには、既に県では1億数千万円の予算に、さらに4,000万円からのサーバーに関する、いわゆるシステムについての補正予算を専決処分ということで出されておりました。そのようなものが市にも負担になってくるのか、その点について2点お聞きしたいと思います。

補助金の問題について、もうちょっとお聞きしたいと思うんです。3月にパブリックコメント中間答申が出されまして、この補助金等交付基準ですね、これをずっと読ませていただきました。そこには、補助金交付団体の判断基準というのを市民の福祉向上、住民の利益に寄与し、広く市民ニーズに沿ったもので、限られた個人や集団に特権的な利益や恩恵を与えるものではないということを指摘しているんです。そして、透明性を確保して、説明責任を団体には強く求めているというようなことが書かれております。これは、今までこういうふうな問題があったからここで指摘されたのではないのでしょうか。そのような問題点、課題を指摘して、新たな基準がここには示されております。

私は、ずっとこれを読んでいて、補助金問題で、もしこれが本当に実行されていくなれば、笠間市の補助金制度というのは、他の市に見ないいいものになるのではないかと考えております。補助金は、ともすれば一律に10%カットというふうなことが言われますけれども、私はむしろこのような観点に立って、必要なところに補助金を出すというふうな制度に変えていかなければならないと思います。その辺について、こういう答申に沿ったこれからの運用なのかどうか、もう一回ちょっと確認したいと思います。

あと、いろいろあります。しかし、個々の問題については、また部長等に、担当者にいるいと話はしますけれども、この新交通システム、私は重大だと思っているんです。た

だ、これ、ずっとこれを見ていたり、ほかの市町村の資料をもらってきて見ても、どうもこの乗り継ぎと、地域に所属した車との関係、乗り継ぎというとうどういう車が来るのか、そこで待っているのか、待たされるのかということがよくわからないし、これなかなか運用が難しいんじゃないかと。こういう七つのエリアに分かれていますけれども、このエリアからほかのエリアに行く問題だとか、これはきめ細かな対策がこれから本当に必要になると思うのですね。乗り継ぎの車というのは、ほかのエリアから来たものに行くのか、その辺のことをもう一回確認しておきたいと思うのです。その辺がスムーズにいけば、このシステムはうまく動くと思うのですね。しかし、それがこういうふうに1時間も2時間も待たされるということであれば、やはり利用者にとっては大変な負担になるということをお思いますので、ひとつお願いしたいと思います。

それと、農山間地の問題、たしか農振地を中心としたあれだと思うのですね。私の福原の地域でも、こういうことをどうやってできるだろうかというふうな関心が今高まっているんですね。自分の家の畑が荒らされたりなんかというよりも、全体的な地域としてどうするかという運動も今高まっております。それで、やはりいろいろな点でみんなで相談し、イノシシ対策を含めて農地をどういうふうにするかというようなことが、今、取り組まれようとしておりますので、具体的な農林省、県、その他が行っている補助事業等、やはりこういう事業があるよと、もちろん事業があるからやるということじゃありませんけれども、一つの事業を起こす上での地域の人たちのきっかけになれば、そういうことを積極的に市としては地域の人たちに示してほしい。そして、こういうこともあるから皆さんどうかと、もちろん中心になってやるのは地域の人です。市がすべてをやるわけではありませんけれども、そのきっかけになるような対策というのを、これから私は強く要望しておきたいと思うのです。

それと、この一番最後の捕獲されたイノシシの問題、たしかいろいろ法律的には難しい問題があります。だけど、具体的にこういうわなにかかったイノシシの処理というのは、にっちもさっちもいかないんですよ。箱わなならまだしも、ワイヤーなんかじゃどうしようもない。それで、何人もの人が、八郷では3人が行って3人とも入院というような事故が昨年だか一昨年起きているんですね。ですから、うっかりしたことできないんですよ。ですから、そういうふうに一応補助金も出して、わなの免許取りましたと。しかし、それらの人がそういうふうなことになるたびに、どういうふう具体的にできるかということをお、やはり猟友会その他も含めて個人的に頼むんじゃなくて、ひとつ何かいいシステム、方法がないか考えていただきたい。その辺のことを、もし何か今考えているようなことがあれば出していただきたいと思います。

エコフロンティアかさまについては、いろいろとまた部長には質問したいと思います。聞きにも行きます。事業団にも行きます。ただ、ここに出されている報告書、これは事故じゃないから報告しなくていいと書かれているんですけども、これは大変なことなんで

すよ。鉄板が赤くなる、溶融炉の鉄板が赤くなって膨れ上がったというんですよ。中の断熱材が損傷しているんですね。そういう事故があって、炉をとめて補修したわけですね。もし発見がおくれれば事故ですよ。やはりこういうふうなことについては、もう少し事業団から細かく市の方へも報告されるよう、市の方から求めたらどうでしょうか。

それと、このコンビニ問題、私は必ずしも収納率が上がって、本当に滞納の一掃というか、滞納のためになるんだらうか、不思議に思うのですよ。今あるそれらの人たちの問題含めて、やはりほかのところとも勘案して、どのぐらいの費用対効果の問題もありますから、この辺のことを慎重にするということと、やはり周知徹底しなければこの問題というのは解決しないと思います。その点について、もう一度お願いしたいと思います。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 後期高齢者の医療制度の件については、現在、県の広域連合会の方で課題等があれば議論をさせていただいているところでございます。

また、鈴木議員のおっしゃることは低所得者に対する対応だと思えますが、所得により法的軽減措置の制度も設けている現状でございますので、市が今の時点で市独自の支援制度をつくるという考え方はございません。

また、私は、すべてにおいて受益者負担という考え方は必要であると思っております。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） ただいまの財政の負担の話でございますが、システム及び機械整備ということで546万円ほどの予算が必要になります。そのほか納付書の作成費用、郵送料、そういったものについてはまだ書式等も指示されておられませんので、今後はそういったものが見込まれるということでございます。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

総務部長（塩田満夫君） 7番鈴木議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

1点は、補助金関係について、現在の検討委員会でのご質問でございますけれども、これにつきましては、既にご報告してございますように、平成18年の11月に、外部の方6名で構成いたします補助金検討委員会を設置してございます。11月からスタートをいたしまして、3月には中間答申をいただいたところでございます。先ほど議員の方からお話しございましたように、新たな基準で現在審査を進めているところでございます。10月末のころに答申が予定されているということで、これを受けて、市では決定をしてみたいと考えてございます。

それから、もう1点、コンビニ収納の関係でご質問がございました。対費用効果がどうかというご質問でございますけれども、あくまでもこれは冒頭申し上げましたように、一般の現在の納付の手続の中では、銀行、金融機関、それから市役所も含めまして昼間の納税ということになってまいります。コンビニにつきましては、先ほども申し上げました

が、365日24時間対応が可能ということで、この辺の利便性を図るということが第一義でございます。対費用効果については、先ほど1%と申し上げましたけれども、約1億円ぐらゐの効果을期待しているところでございます。

あくまでもこれについての周知につきましては、現在、構築を進めているところでございまして、これから3月までの間の中で周知を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 質問の途中でございますが、12時を超えましたが、鈴木貞夫君の質問を続けます。ご協力のほどよろしくお願ひします。

市長公室長永井 久君。

市長公室長（永井 久君） 再質問にお答えをいたしたいと思ひます。

この新交通システム、デマンド交通システムでございますけれども、これは完全予約制でございます。利用時間の前にご予約をいただき、自宅まで私どもの方の迎えが、デマンド交通の中で乗り合いバスが参ります。それをお待ちいただき、9時半にお乗りいただければ、目的、そのエリア内であれば、当然その1時間以内で着くものでございます。ですから、待ち時間というのは、エリア内であればないということで、完結するものであればですね。

それ以外、乗り継ぎはどうかということでございます。乗り継ぐ場合、例を示させていただきますと、例えば旧笠間市でありますと、福原の方からおいでをいただく場合は、一たん予約をいただいた時間にお迎えに参りますから、その迎えに行くまでの部分については自宅においでをいただきますから、そのロスの時間はないかと思ひます。そこから1時間以内で、今度は笠間の市街地、例えば笠間駅、それからポレポレ等、まだ確定はしておりません。そういう場所に乗り継ぎ場所を用意いたします。そこに時間に、例えば9時の台で来れば10時のもので乗れるということでございますので、10時から今度は乗り継ぎをしまして、例えば友部の駅、それから、例えばでございますけれども、県立中央病院、そういうことであれば、10時に乗っていただければ、乗り合いではございますけれども、10時半ぐらゐまでにはお着きいただけるのではないかと、あくまでも想定でございます。

これは車でございます。それから乗り合いでございますので、そのようなことで、必ずある部分乗り継ぎに時間がかかる部分があるかもしれませんが、自宅においでいただき、直接自宅の戸口までお迎えに参りますので、待ち時間の部分、それらについては自宅でお待ちいただくことでございますので、ないかと思っております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

産業経済部長（青木 繁君） 再度の質問の中で、農地、水、環境保全向上対策、これは今年度から23年度までの5年間実施するものでございます。

そこで、主な活動内容ですが、三つありまして、生態系の保全、これは生物の生息状況調査、あるいはホタルなどの生育環境の改善、こういうものと、もう一つは水質保全、さらに3点目が景観形成、生活環境保全、広い範囲でやるわけなんですけど、ちょっとイノシシとリンクしそうでリンクしていないのが現状でございます。そういう中では、これらの原則を踏まえて、弾力的に集落の中で取り組んでいただくのが結構かと思えます。

それから、イノシシの捕獲後の対応、60キロとも70キロともなるもので、非常に凶暴でございます。これは素人が扱うのは非常に危険が伴いますので、そういう中でいい方法はないか、あるいはシステムはないかといっても、これはプロに依頼するほかありません。そういう中では、地域の方々の近くにいる猟友会の方々と、協力してやってもらう以外方法はないと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

議長（石崎勝三君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 鈴木議員の2回目のご質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、今回の9件につきましては、補修でありまして、事故ではないということで考えています。

また、今後、こういう補修等のことがございましたら、エコフロンティアかさまの監視委員会がございますので、定期的開催しておりますので、その中で報告をいただくように事業団の方にはお願いしてございます。

以上です。

議長（石崎勝三君） 7番鈴木貞夫君。

7番（鈴木貞夫君） 今、いろいろ回答をいただきましたけれども、まだいろいろ詰めて話を聞かなければならない点というのも多々ありますので、それはさておいて、私、今回の質問で一つ気になっていることがあるんですね。

例えば後期高齢者医療、交通システム、コンビニ収納、どれをとっても、新しいシステムをみんな入れているんですね。今、市庁舎の中にどういうシステムがどのくらいあるのかわかりませんけれども、予算書や決算書を見ても、委託料だとか修理だとかいろいろな項目がいっぱい出てきて、こういうシステムのために費やしている費用というのは膨大になるんじゃないかと思うのですよ。新しい制度ができるためにシステムをつくと、行財政改革、スリムと言いながらも、新しいシステムをさらにつくって、何か複雑になっていくというような気がしますので、今のシステム全体を一つ見直していただいて、統一できるものがあるのかどうか、複雑きわまりないシステムからスリムになるように、私のきょうの一般質問の感想として、終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（石崎勝三君） 7番鈴木貞夫君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、午後1時15分に再開いたします。

午後零時08分休憩

午後1時14分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番横倉きん君の発言を許可いたします。

16番横倉きん君。

16番（横倉きん君） 16番、日本共産党の横倉きんです。

通告に従い一般質問を行います。

まず、初めに、介護保険について伺います。

2006年4月から本格的に実施された介護保険法の改定から1年半がたちました。今、介護の現場では、必要な介護サービスを取り上げられる高齢者がふえ、悲痛な声が出されています。介護保険法改定前は、要介護度の認定の重い方から順に5から1、要支援の6ランクに区分されていました。改定後は、介護保険の仕組みは変わり、軽度の人を対象に介護予防の重視を掲げ、介護給付とは別建ての予防給付をつくりました。要介護度1の多くの方を要支援に移し、従来のサービスが大きく削られました。要介護1の多くの方を要支援に移し、笠間市では平成18年3月には、経過的要支援の方251人、要介護1の方が717人でしたが、平成19年3月には要支援1が196人、要支援2が288人、要介護度1が489人と、要介護1から32%の方が要支援2にランクが下げられました。

これまで介護タクシーを使うことができたのに、使えなくなった、そしてまた訪問介護サービスが半分に減って困っている、そういう声が多く聞かれます。痴呆のある方でも要介護1から要支援2になり、介護利用回数も少なくなった中で、適切な対応がとりにくくなり、脱水症状が原因と思われるケース、大事に至ったケースも起きています。末期がんなどで退院を余儀なくされても、要支援2です。要支援2では、訪問看護は受けられません。そこで、5点について伺います。

市は、要介護1から要支援2と1になった方々の実態をつかんでいるのか、また調査はされているのか、伺います。

第2点は、介護予防の認定の基準はどこにあるのか。痴呆があり、おむつなども使用していても、要介護1から要支援2になっている例があります。何を根拠に判断しているのか、また介護予防は何を予防したいのか。

3点目は、これまでの介護予防プランの評価はどうなっているのか。また、審査会はやりっ放しではなく、その結果どうなったか、どんな影響を与えたのか、要支援に移った方々の実態を検証すべきと思いますが、いかがでしょうか。

4点目として、日中独居老人の状況確認はどのように行っているのでしょうか。

最後に、労働単価が引き下げられ、労働の厳しさに対する待遇が悪い、仕事が忙し過ぎること、職についてもやめる人が多く、介護を支える人の労働条件がますます悪化してい

ます。こういうことは、制度の存続にかかわってくる問題ではないでしょうか。財政支援による介護サービスの強化が求められますが、その考えはあるのかどうか伺います。

次に、西町跨線橋人道橋について伺います。

常磐線と水戸線をまたぐ西町跨線橋は、昭和44年踏切の狭隘、遮断時間が長いなどのため、歩行者専用として建設されたものです。現在は、小学生の通学路として利用されていますが、何年もここ手入れがされてこられず、跨線橋の塗装もはげ、さびが目立ち、このままでは景観も悪く、腐食が進み、安全面でも心配です。そこで伺います。

跨線橋について、これからも将来にわたって使用するのか、それとも撤去を予定しているのか。景観、耐震化とあわせ、安全性の点からどのような管理方針を持っているのか、伺います。

2点目は、駅橋上化自由通路供用開始に伴い、将来、修理改善計画がなく撤去の方向であるなら、杉崎友部線の歩道の整備は、通学路の安全の確保からも欠かせません。地域住民の意向を十分反映し、跨線橋利用禁止前に具体化し、整備されるべきですが、見解を伺います。

第3点として、住宅耐震診断について伺います。

ことしも石川県を中心にした能登半島地震、新潟県中越沖地震など、大きな地震災害が相次ぎました。日本は世界有数の地震国であり、加えて、最近は大規模な地震が差し迫っているとされた地域外でも大きな地震が発生していることから、日本列島が地震の活動期に入っています。地震への備えが全国的に求められています。震災犠牲者の多くが倒壊、建物の下敷きになって犠牲になっています。同じ地域でも、耐震補強した住宅は被害を免れています。住宅の耐震化は欠かせません。国土交通省の調査では、2003年の時点で耐震性が不十分と見られる住宅が、全国の住宅の4分の1もあると報告しています。それは、旧建築基準法では耐震対策がとられていない中で建築されたからです。

宮城県沖地震は、昭和53年6月12日に発生し、規模はマグニチュード7.4で、死亡27名、けが人が1,227名、建物の全壊家屋651戸、半壊家屋が6,550戸に上る被害が出ました。この被害の教訓から、新耐震設計と呼ばれる新しい設計法が建築基準法に取り入れられました。建築物の耐震性に対する関心は高まってきています。しかし、耐震診断補助事業を実施する茨城県内自治体は21市にとどまり、ことし実施する3市を加えても45%の自治体がまだ実施されていません。地震などの自然災害をなくすことはできませんが、備えを怠らないことで被害を減らすことができます。被害を最小限に抑えることは行政の責任です。このような現状を踏まえ、県内でも耐震診断補助事業を実施している自治体がふえています。そこで、伺います。

笠間市でも市内の建設業者と連携し、昭和56年以前の旧建築法で建設された木造家屋に対し耐震診断補助事業として取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

2点目は、市は診断の結果、耐震補強の必要な家屋については、工事費の一部を助成し、

耐震改修が進むよう取り組むべきと考えますが、見解をお伺いいたしまして、1回目の質問といたします。

議長（石崎勝三君） 福祉部長保坂悦男君。

〔福祉部長 保坂悦男君登壇〕

福祉部長（保坂悦男君） 16番横倉議員のご質問にお答えいたします。

平成18年4月に介護保険法が改正されまして、高齢化社会に向ってのサービスを強化しようということで改正されたところでございます。

1番目のご質問でございますけれども、実態につきましては把握してございまして、平成19年7月現在の要介護、要支援者の認定者数につきましては、ご質問にありましたような移行も含めまして、要支援1の方が199名、要支援2の方が326名、要介護1の方が449名を認定してございまして、それぞれ実態を把握しているところでございます。

2番目の質問でございますけれども、認定の基準でございますが、要介護認定につきましては、介護保険法の第27条にありまして、要介護認定の規定に基づきまして行っております。

また、要支援認定につきましても、介護保険法第32条の要支援認定の規定に基づきまして、それぞれ行っているところでございます。

詳しくは厚生労働省の定めの中に、いわゆる一次判定調査を行いまして、その後、笠間市におけます笠間市認定審査会において審査あるいは判定を行いまして、2段階の判定を行っているところでございます。

また、介護予防の要支援状態から改善、並びに要介護の重度化にならないような予防サービスに努めているところでございます。

3番目のご質問でございますけれども、要支援認定者の計画、ケアプランの評価につきましては、評価基準がございまして、それによって行っているところでございます。詳しくは、指定介護予防支援等事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準というのがございまして、これに基づきまして行っているところでございます。

また、この評価につきましては、介護審査会におきまして、それぞれ一人一人要介護認定度と申しますか、介護認定度に応じまして3カ月ごとに評価を行っているところでございます。

4番目のご質問でございますが、19年4月現在で独居老人の方が1,243名、高齢者率でいきますと7.1%になりますが、それぞれ確認をいただいております。民生委員・児童委員の方々に協力いただきまして、年1回調査を実施しているところでございます。

また、そのほかには、その方たちの安否確認とか緊急通報システムによりまして、市の方で見守りを行っているところでございます。

ご指摘の日中独居老人につきましてはの調査確認の行為は行っておりませんが、介

護認定の審査の結果の表とか、あるいは介護サービスを受けたときの情報とかによりまして、それぞれの独居老人の方の確認を、事務局としては把握しているところでございます。

5番目のご質問でございますけれども、介護界の人材不足等の問題が報道されておりました、いろいろとにぎわしているところでございますけれども、厚生労働省におきましては、ことしの夏にそれらのものに対処すべく、人材確保に関する指針というのをまとめました。そして、8月に厚生労働省の告示<sup>289</sup>によりまして、関係するところに通知をされているところでございます。

その内容を申し上げますと、社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針ということで、これは前からあったのですが、この見直しを図るということでございまして、具体的内容がそれぞれ示されてございますので、その中に市の役割も記載されておりますので、その内容を読みまして迅速な取り組みを今後していきたいと考えておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長小松崎 登君。

〔都市建設部長 小松崎 登君登壇〕

都市建設部長（小松崎 登君） それでは、16番横倉議員のご質問にお答えしたいと思います。

西町跨線人道橋につきましては、昭和44年に旧友部町が、遮断時間が長いことや、さらには踏み切りの幅員が狭いということから、歩行者用といたしまして跨線橋を建設したところでございます。

その後、昭和58年に再塗装工事を実施いたしまして、維持管理をしてまいったところでございますが、現在ではその塗装の劣化及び老朽化が目立ってきているところでございます。

平成7年度に踏切の拡幅改良がされまして、また、本年3月には友部駅自由通路が開設されたことによりまして、跨線橋の利用者は減少しているのは事実でございます。このような状況の中で西町跨線人道橋の今後の対応についてでございますけれども、JR東日本と協議検討いたしてまいりました。また、利用者の7割が児童であるということでございます西町人道橋の撤去につきましては、本年度の7月に南友部地区の八つの区長と懇談会を催しまして、さらにPTA、保護者の皆様方のご意見を伺った結果、児童の安全を最優先と考えまして、杉崎友部線の歩道の整備が完成した段階において撤去するというにいたしておるところでございます。

また、人道橋の安全性についてのご質問がございました。これにつきましては、現在目で見る、いわゆる目視による点検によりますと、さびは進みつつありますけれども、表面的なさびということでございまして、当面は安全であると判断をいたしております。

また、今後につきましては、撤去するまでの間、まだ目視による点検を行いまして、必

要があれば補修をしながら安全の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、住宅耐震についてのご質問でございますが、議員おっしゃるように、平成7年度の阪神・淡路大震災では、住宅建築物の倒壊によりまして多くのとうとい命が奪われました。これらを教訓といたしまして、同年に建築物の耐震改修の促進に関する法律が制定されております。その後において、新潟県中越地震や、つい最近では新潟県中越沖地震等の大地震が頻発しておりまして、本県におきましても中央防災会議におきまして、茨城県南部地震の被害想定区域ということで、県南地域を中心に震度6以上の地震が予測されるという状況になっているわけでございます。

茨城県におきましては、市町村に耐震診断補助の普及を図るために、昭和56年の5月31日以前に着工されました木造住宅を対象としまして、耐震診断事業を実施する市町村に対しまして、補助を交付する制度を設けているわけでございます。

新聞等での報道のとおり、現在、県内の自治体では本年度から導入を始める水戸市やひたちなか市を初めまして24の市町村で、国の補助と合わせまして所有者からの一部負担をいただきながら、耐震診断士派遣事業というのを実施しておるところでございます。

笠間市におきましては、耐震診断の促進策については、現在講じておりませんけれども、国のこの国庫補助制度を活用していく上においては、まず耐震改修促進計画というのを立てなければならぬことになっているわけでございます。

また、茨城県におきましては、今後ともこの補助制度について継続していくかどうか、現在検討中のご様子でございます。

笠間市におきましては、これらの県の動向を見ながら、検討していく必要があると考えております。

また、耐震改修費に対する補助でございます。耐震改修費に対する交付制度の採用をしているのは、県内では24市町村のうち1団体のみでございます。耐震家屋が昭和56年5月31日以前の着工した建物ということで、築後相当経過しているということもございまして、建物の補強につきましては、それぞれ個々の相違がございます。そういった中で、本市におきましては、改修費までの補助にすることは、当面困難であると考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 16番横倉きん君。

16番（横倉きん君） 介護の問題ですが、今、制度として変わって、介護保険の27条とか、新介護予防でも条例をおっしゃいました。その旧条例と比較してどこがどうか変わったのか、お伺いします。

現実には、私は実態調査というのは、今、介護認定者が要介護199人とか、そういうものもありますが、今、出されているものは、要介護1から要支援になった人たちの実態が、

本当に困っている人が多いということで、そういう新しい予防介護のもとに自立支援という掛け声の中で、サービスがどんどん切られている、そういう状況を市として、高齢化として把握しているのか、そこをお聞きしたいわけです。そういう中で、そういう状況をきちっと把握しているのかどうか伺います。

それから、自立支援というところすごく聞こえはいいですよ。聞こえは、ですが、高齢者が筋肉トレーニングとか食事の介護でも、やはりもっと必要のサービスが欲しい人には、それなりにやらなければ生活が成り立っていかないですよ。そういう中で今度の新しい制度は、ねらいとしては、給付を引き下げるというのも大きく伺われるものではないかと思うのですが、やはり家族介護ではどうしようもないということで、社会的に支えていこうということで介護保険ができたわけですから、そういう中で実態をきちっと把握しなければ、掛け声で要介護の人を自立支援、何でもやってやるから、家事もやってやる、掃除もやってやるから、何でも頼るからどんどん楽するだけで一つもその人のためにならない、そういうケースもあるでしょう。だけれども、よく見ていただかないと、痴呆の関係の人は見た感じは本当に、調査に行くと正常なですよ。でも、いろいろな点で言ったことも忘れる、薬も飲めないとか、おむつを自分でやってもとれないとか、そういうのがあって、要介護1から要支援になって、おしりがただれてしまうとか、そういう中で水分を控えてしまうですよ。本能的に。そういうことなども実態として起きていますので、その辺の実態としては、サービスが適正に行われているかどうか、それで認定を変えてほしいということと言っても、40日ぐらいかかっているわけです。そういう実態について、今のところただ数字だけは答弁いただきましたけれども、地域包括支援センターはそういう適切なサービスが、やはりきちっと把握すべきだと思うのですが、その点、もう一度伺います。

それから、具体的に自立支援と言いますけれども、その予防、介護を受ける前ならいろいろな施策はあると思うのですが、認定された方に対する、今まで要介護1の人が要支援になってサービスが切られるということは、自分で今までのタクシーが使えなければ、自費で頼まなければならない。または知っている人に本当に大変な思いをしてお願いします。そういうことで自費になるわけですよ。

ですから、その辺の調査を、今は調査員の方がいると思うのですが、その辺の、地方としてローカルルールができていいのか、ところによってはその下げるために何%下げる、要介護1の人をうんと下げるということでローカルルールがつけられて、こういう場合は認定しないように、そういうのがところによってはあると聞いています。そういうことが現実に起きているのかどうか、その辺、把握しているのか伺います。

それから、跨線橋の問題です。

今、できてからなくすということですが、何年をめぐりに、その間も二、三年かかるかどうかわかりません。ちょっとその辺の耐用年数、さびと劣化が進んできているわけですが

れども、今の段階で耐用年数がどのくらいあるかを伺います。

二、三年でどうなるか。ちゃんと整備をされてから撤去ということであります。万全を期してやっていただきたいと思います。その辺で耐用年数、耐震性の安全性の問題で、その辺の年数、できるまでの年数は確実にあるのかどうか伺います。

それから、耐震診断の問題です。

今、やはりこれだけ国の方は続けていますけれども、県の予算が今年度ということですし、耐震計画をつくっていかないとだめだということですが、笠間市におきましては、56年以前に建てられた建物はおおよそどのくらいあると見込まれているのか、まず伺います。

それと、日立では国の地域住宅交付金を活用しまして、耐震診断は3万2,000円のところ2,000円自己負担です。それで最初の目視は2,000円、それから、もう少し耐震化を進めるとしたら設計をする段階では10万円を出しています。そして、建てかえる耐震化についての実施をする場合、建築費の3分の1、上限30万円を計上して、去年の9月から、それは宮城沖の地震とか阪神・淡路大震災、そういうことを教訓にこの制度がつくられて、事業名としては「安全・安心スマイル事業」という名前でやって300万円の予算を組んでいるようです。

ですから、今、県の方の動向を見てという答弁でしたが、古い住宅、これはお金がかかることですから、自治体としてもこの自己責任というだけではなくて、国民の生命、健康・財産の保護を図る、公共の福祉に役立てるという立場からすれば、ぜひ耐震診断は早急に計画を立て取り組んでいただきたいということで、再度質問をいたします。

議長（石崎勝三君） 福祉部長保坂悦男君。

福祉部長（保坂悦男君） 横倉議員の再度のご質問にお答えいたします。

どのように変わったのかということでございますけれども、高齢者の方が急速にふえてまいりまして、高齢による衰弱とか、あるいは関節疾患などの軽度の対象者の方が、それに伴いまして急速にふえてまいりました。そういう方を、より介護へ行かなくて、より予防を強めまして、それで健康になったり、あるいは予防サービスによって進まないようなということで改正されたところでございます。

具体的には、先ほど議員がおっしゃいましたように、介護1から5まであったものを、介護1を要支援2と1と、それと要支援1というふうに分けて、要支援の方をつくったということで、予防サービスを強化させたということでございます。

具体的には、先ほど言いましたように、市町村に地域包括支援センターというのを創設いたしまして、それでこの要支援者の方の介護予防のマネジメントを総体的にそういう方たちの計画をやりまして、健康的あるいはそれより進まないような歯どめ策をつくっているというのが現状でございます。

その市町村の地域包括支援センターにつきましては、いろいろと中身がございまして、予防から指導から、あるいは地域支援事業とか、いろいろメニューがたくさんございまし

て、そういう中で適切にケアプランを策定いたしまして、総合的にその方を見守っていくというサービスでございます。

それと、その認定の仕方につきましては、先ほども答弁で申し上げましたように、第1次判定といいまして、コンピューターで79項目あるのですが、それで客観的に要支援とか介護度幾つとかという評価がなされまして、そして、認定審査会をかけてやっていくということでございまして、それで適切にその方の介護、あるいは予防サービスに努めているところでございます。

それと、実態の把握でございますが、実態の把握につきましては、先ほど申し上げましたように、認定者の数とか要支援の数とか、そういうことでそれぞれ認定の3カ月とか6カ月とか1年とかの経過を踏まえながら、それぞれの状況に応じてそれぞれ把握してございますので、適切な予防あるいは介護の支援をしまいたいと考えているところでございます。

それと、ローカルルールということがどうなのかということでございますけれども、これについてはございません。国の制度に準じまして介護保険の適正な執行に努めているところでございますので、今後につきましても、より適正に執行してまいりたいと考えておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長小松崎 登君。

都市建設部長（小松崎 登君） それでは、まず一つは西町跨線人道橋の関係でございます。

耐用年数がどのぐらいかということでございますけれども、先ほど申しましたように、私どもの目を見た中では、表面のみがさびが入っておりまして、中までの躯体そのものには影響ないと判断をいたしております。

杉崎友部線の現在、歩道の整備を継続的に市で検討をやっているわけでございますが、これがおおむね二、三年であそこの歩道の整備ができるということで、現在地権者の協力を得ながら進めているところでございます。そういった状況からいたしますと、二、三年後には撤去をさせていただきまして、歩道を通りまして、それから駅の自由通路を通して安全な子供たちの歩行ができるような形になるかと考えておりますので、当面の歩道橋の安全は確保できると考えているわけでございます。

それから、もう一つ、耐震診断の関係でございまして、笠間市では昭和56年以前でどのくらいの戸数があるのかということでございます。これにつきましては、想定する数字でしか申し上げられないところでございますけれども、平成19年の固定資産の概要調書などから想定いたしますと、笠間市の併用住宅を含みます一戸建ての住宅は約3万1,000戸程度あるわけでございます。そのうちの地形的な条件いろいろ考えますと、県あたりでは約4割なり4割5分がそういった耐震の対象になる建物と言われておりますけれども、笠間

市では、現在3万1,000戸のうちの約半分の1万5,000戸ぐらいが対象になる家屋であろうと想定はされているわけでございます。

これらの補助についてでございますけれども、先ほど申しましたように、耐震診断に対します補助につきましては、今、横倉議員おっしゃるように、3万2,000円程度の金額によって耐震診断士が耐震診断をするという状況でございます。その中で応分の負担をしまして、市町村が個人が2,000円ぐらいの負担でやっているという状況になっているわけでございます。

笠間市におきましては、来年度の県の補助の動向、県、国の補助の動向を見ながら、その辺については考えていきたいと考えているわけでございます。

さらに申し上げますと、この耐震診断は目視による耐震診断ということでございまして、現実的にその建物がどのぐらいの経費がかかっているか、こういったところが悪いのかという診断をする中には、かなりの経費がかかってまいりまして、それが建物によっても違いますが、かなりの金額がかかってくるというのが現実でございます。

また、昭和56年以前の建物ということでございますので、建ててから26年以上たっている建物が、一番新しくても26年ということなわけです。その辺を考えると、やはり診断によってもいろいろ建物によって差があるという状況下と思われれます。

そういった中では、耐震改築の補助については、ちょっと現段階ではできない状態であろうと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。失礼しました。耐震改修の補助についてはできないと考えております。

議長（石崎勝三君） 16番横倉きん君。

16番（横倉きん君） 最後になりますが、いろいろな関節やら何やらの、年齢が高齢化になって、そういう方が多いということで、そういう予防のための介護、そういうのは大いに続けるべきであると思っております。しかし痴呆の人などの予防といいますと、なった人などを要介護1から要支援でということもケースが出ておりますので、そういう点についての、この審査会というか、診断についてはかなり難しいかと思っておりますが、もっと3カ月に1回とか、いろいろ意思疎通とか、見回りというか、会議の中で出されているかと思っておりますけれども、もっと、今、ヘルパーさんも物すごく忙しいのですよ。自立支援といっても、本当はその受ける人が自立のために機能を発揮できるように援助する時間があつたのに、食事、お掃除も1時間となると、行ってやっているうちにもう1時間、ですから、お話もできない、その人に手伝わせて、ここをこういうふうにやったらできますよという、そういう指導が全然できなくなっているというのが実態です。

ですから、そういう制度、実態をもっとよく調査をして、この介護保険制度、このままでは、せっかく社会的に介護を支えるということで生まれて、保険料もどんどん利用者が多くなっているということもありまして、高い保険料をみな払うわけですよ。そういう中で実際使おうと思ったら、これは該当しない、これはだめですということで、本当に皆さ

んがっかりしてるというか、高齢化になったら本当にどうなるんだろうという不安が物すごくどこに行っても出ています。

ですから、これは国が2分の1、前は介護保険などに出ていたのを、今は4分の1にし  
か出しませんから、保険料が高くなるし、高齢化が進めばどんどん保険料が上がってきま  
す。しかし、お金のない人は使いたくとも限度も使えない、そこまで使えないとか、認定  
が下げられるような仕組みが一方でありますから、この給付を下げていかないと持続可能  
ではないという声などもありまして、ですから、そういう点でこの実態の調査は、数字だ  
けでなくて、どういうふうに行われているか、市としてもう一度その辺に重点を置いてや  
っていただけるのかどうか伺います。

あと一つは、日中独居でも独居老人、お年寄り、親子で住んでいても、朝7時ごろ出て  
帰り8時とか9時になってしまいますと、独居老人と何ら変わらないのですよ。そういう  
場合に、緊急通報システムなり、そういうものも日中独居の方には、希望があれば支給で  
きるような方法を、これから検討していただけるかどうかお伺いします。

あとは、耐震診断はぜひ。今のところ県の動向を見てということですが、やはり、倒壊  
してその犠牲になってからでは取り返しがつきません。ですから、1件当り市として出し  
ても1万円ですよね。個人負担も合わせると100件やっても100万円です。そういう中で人  
命、財産を大事にするという点から見たら、できるだけ早くこれを取り組んでいただき  
たい。ぜひ検討をしていただきたい。これは要望です。

介護の方だけ答弁をお願いします。

議長（石崎勝三君） 福祉部長保坂悦男君。

福祉部長（保坂悦男君） 16番横倉議員の再々度のご質問にお答えをいたします。

まず実態ですが、実態につきましては、十分把握しているつもりでございますけれども、  
より把握に努めていきたいと考えておるところでございます。

それと、利用しやすいようにPRとか、あるいは変わった場合のフォローなどにつきま  
しては、より現状以上にやっていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思  
います。

それと、日中独居老人ということですが、独居老人と言いますと一人の老人ということ  
なのですが、日中と言いますと家族の方がおられる方の独居に日中なっているということ  
で、その方に対するサービスということですが、緊急通報システムにつきましては、65歳  
以上のひとり暮らしの高齢者ということで限定しております。

また、それ以下でもそれに準ずるような方はできることになってございますので、日中  
独居老人の方はすべてということになりますと、なかなかですけれども、障害があるとか、  
あるいはそれに対してその方の見守りと言いますか、緊急時に対応できないような措置に  
つきましては、別な方で何とか見ていきたいと考えておりますので、その辺でご答弁とさ  
せていただきます。

以上でございます。

〔「終わります」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 16番横倉きん君の一般質問を終わります。

---

散会の宣告

議長（石崎勝三君） 以上で、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は18日に開きますので、ご参集ください。

まことにご苦労さまでございました。

午後2時00分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石 崎 勝 三

署 名 議 員 村 上 典 男

署 名 議 員 海老澤 勝